

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三木市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

兵庫県三木市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務	
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び兵庫県後期高齢者医療広域連合条例、三木市後期高齢者医療に関する条例に基づき後期高齢者医療に関する事務を行う。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法という。」）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ＜特定個人情報を取り扱う事務＞ 被保険者の決定を行うための住基・所得情報を広域連合へ送付する。 また、広域連合から送付された保険料情報と国保連合会から送付された特徴対象者情報を基に、期割・徴収方法の決定を行い、被保険者に通知する。 具体的には ①65歳以上の方の住民情報及び所得情報を広域連合に送付する。 ②①の対象者に異動・更正が発生した場合も同様に、広域連合に送付する。 ③広域連合から送付された被保険者情報及び住所地特例者情報等を保管する。 ④広域連合から送付された賦課情報を基に、期割計算を行う。このとき、国保連合会から送付された年金情報を基に、普通徴収か年金特徴にて徴収するかの判別も合わせて行う。年金特徴可能であるか否かは、介護保険の特別徴収額を基に判定する。 ⑤期割の結果、通知書もしくは納付書を被保険者に送付する。また、期割情報を広域連合へ、年金特徴の情報を国保連合会へ送付する。更正が発生した場合も同様。 ⑥収納情報・滞納情報を広域連合へ送付する。 ⑦後期高齢者医療の給付に関する事務を行う。 ⑧後期高齢者医療保険料の還付に関する事務を行う。	
③システムの名称	①「ADWORLD」後期高齢者医療事務支援システム ②後期高齢者医療広域連合電算処理システム ③中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者医療関連情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表85の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]	
②法令上の根拠	情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部 医療保険課	
②所属長の役職名	医療保険課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		

請求先	郵便番号673-0492 三木市役所 総合政策部 企画政策課 文書・統計係 住所:兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755 E-mail:kikakuseisaku@city.miki.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号673-0492 三木市役所 健康福祉部 医療保険課 福祉医療係 住所:兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-5500 E-mail:iryo@city.miki.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

☐ 基礎項目評価書	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	--------------------------------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	--------------------------------	--

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	--------------------------------	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない（入手） ☐ 接続しない（提供）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

「☐」人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該システムにログインするためにはパスワードの入力と顔認証を行う必要があることに加え、担当業務以外の情報照会には行えないように権限管理されている。また、離席する際はシステムからログアウトするなど、担当者以外が使用できないようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I－7	郵便番号673-0492 三木市役所 企画管理部 総務課 文書法制グループ 住所：兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話：0794-82-2000 ファックス：0794-82-9755 E-mail：somu@city.miki.lg.jp	郵便番号673-0492 三木市役所 総務部 総務課 文書・統計係 住所：兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話：0794-82-2000 ファックス：0794-82-9755 E-mail：somu@city.miki.lg.jp	事後	
令和1年6月1日	I－8	郵便番号673-0492 三木市役所 健康福祉部 医療保険課 福祉医療グループ 住所：兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話：0794-82-2000 ファックス：0794-82-5500 E-mail：iryo@city.miki.lg.jp	郵便番号673-0492 三木市役所 健康福祉部 医療保険課 福祉医療係 住所：兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話：0794-82-2000 ファックス：0794-82-5500 E-mail：iryo@city.miki.lg.jp	事後	
令和1年6月1日	IV－1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月1日	IV－2		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV－2		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV－3目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV－3権限のないもの（も尾t職員、アクセス権限のない職員等）よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV－4		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV－6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV－6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV－6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV－7		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV－8		○自己点検	事後	
令和1年6月1日	IV－9		十分に行っている	事後	
令和1年10月31日	I－1－③システムの名称	①Tops21-e ②後期高齢者システム ③中間サーバー	①「ADWORLD」後期高齢者医療事務支援システム ②後期高齢者医療広域連合電算処理システム ③中間サーバー	事後	
令和1年10月31日	I－2	被保険者情報ファイル、世帯員情報ファイル	後期高齢者医療関連情報ファイル	事後	
令和2年8月1日	IV－1	基礎項目評価書	基礎項目評価書	事前	
令和2年8月1日	IV－2	十分である	十分である	事前	
令和2年8月1日	IV－2	十分である	十分である	事前	
令和2年8月1日	IV－3目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	十分である	事前	
令和2年8月1日	IV－3権限のないもの（も尾t職員、アクセス権限のない職員等）よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	十分である	事前	
令和2年8月1日	IV－4	十分である	十分である	事前	
令和2年8月1日	IV－6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	十分である	事前	
令和2年8月1日	IV－6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	十分である	事前	
令和2年8月1日	IV－6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	十分である	事前	
令和2年8月1日	IV－7	十分である	十分である	事前	
令和2年8月1日	IV－8	○自己点検	○自己点検	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月1日	Ⅳ－9	十分に行っている	十分に行っている	事前	
令和4年2月7日	I－1－②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び兵庫県後期高齢者医療広域連合条例、三木市後期高齢者医療に関する条例に基づき後期高齢者医療に関する事務を行う。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法という。」）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ＜特定個人情報を取り扱う事務＞ 被保険者の決定を行うための住基・所得情報を広域連合へ送付する。 また、広域連合から送付された保険料情報と国保連合会から送付された特徴対象者情報を基に、期割・徴収方法の決定を行い、被保険者に通知する。 具体的には ①65歳以上の方の住民情報及び所得情報を広域連合に送付する。 ②①の対象者に異動・更正が発生した場合も同様に、広域連合に送付する。 ③広域連合から送付された被保険者情報及び住所地特例者情報等を保管する。 ④広域連合から送付された賦課情報を基に、期割計算を行う。このとき、国保連合会から送付された年金情報を基に、普通徴収か年金特徴にて徴収するか否かは、介護保険の特別徴収額を基に判定する。 ⑤期割の結果、通知書もしくは納付書を被保険者に送付する。また、期割情報を広域連合へ、年金特徴の情報を国保連合会へ送付する。更正が発生した場合も同様。 ⑥収納情報・滞納情報を広域連合へ送付する。 ⑦後期高齢者医療の給付に関する事務を行う。	高齢者の医療の確保に関する法律及び兵庫県後期高齢者医療広域連合条例、三木市後期高齢者医療に関する条例に基づき後期高齢者医療に関する事務を行う。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法という。」）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ＜特定個人情報を取り扱う事務＞ 被保険者の決定を行うための住基・所得情報を広域連合へ送付する。 また、広域連合から送付された保険料情報と国保連合会から送付された特徴対象者情報を基に、期割・徴収方法の決定を行い、被保険者に通知する。 具体的には ①65歳以上の方の住民情報及び所得情報を広域連合に送付する。 ②①の対象者に異動・更正が発生した場合も同様に、広域連合に送付する。 ③広域連合から送付された被保険者情報及び住所地特例者情報等を保管する。 ④広域連合から送付された賦課情報を基に、期割計算を行う。このとき、国保連合会から送付された年金情報を基に、普通徴収か年金特徴にて徴収するか否かは、介護保険の特別徴収額を基に判定する。 ⑤期割の結果、通知書もしくは納付書を被保険者に送付する。また、期割情報を広域連合へ、年金特徴の情報を国保連合会へ送付する。更正が発生した場合も同様。 ⑥収納情報・滞納情報を広域連合へ送付する。 ⑦後期高齢者医療の給付に関する事務を行う。 ⑧後期高齢者医療保険料の還付に関する事務	事前	
令和4年2月7日	I－3－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第59項	番号法第9条第1項 別表第一 第59項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事前	
令和4年2月7日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(80.82,83)	情報提供の根拠 ・番号法第19条8号 別表第二(83の項) 情報照会の根拠 ・番号法第19条8号 別表第二(82の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第43条の2の2	事前	
令和4年2月7日	Ⅳ－8	○自己点検	○自己点検 ○内部監査	事前	
令和4年4月1日	7 請求先	郵便番号673-0492 三木市役所 総務部 総務課 文書・統計係 住所：兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話：0794-82-2000 ファックス：0794-82-9755 E-mail：somu@city.miki.lg.jp	郵便番号673-0492 三木市役所 総合政策部 企画政策課 文書・統計係 住所：兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話：0794-82-2000 ファックス：0794-82-9755 E-mail：kikakuseisaku@city.miki.lg.jp	事後	
令和7年1月30日	I－3－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第59項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	番号法第9条第1項、別表85の項	事後	
令和7年1月30日	I－4－②法令上の根拠	情報提供の根拠 ・番号法第19条8号 別表第二(83の項) 情報照会の根拠 ・番号法第19条8号 別表第二(82の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第43条の2の2	情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	事後	
令和7年1月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和7年1月10日 時点	事後	
令和7年1月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和7年1月10日 時点	事後	
令和7年1月30日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業	記載なし	新設	事後	
令和7年1月30日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	新設	事後	